

年企発 0329 第 1 号

令和 4 年 3 月 2 9 日

地方厚生（支）局

保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長

（公印省略）

企業型確定拠出年金の運営状況の確認に係る事務の取扱いについて

確定拠出年金の企業型年金に係る業務報告書の見直しに伴う、「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置」（いわゆる投資教育）の実施など、事業主に課せられた義務の履行状況の確認については、「確定拠出年金の企業型年金に係る業務報告書の見直しについて」（令和 3 年 8 月 6 日年企発 0806 第 2 号）において通知したところであるが、確認する事項について見直しの上、これに係る事務処理について整理し、別紙のとおり「企業型確定拠出年金の運営状況確認 事務取扱要領」として定めたので、御了知いただくとともに、その実施に当たっては、周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

(別紙)

企業型確定拠出年金の運営状況確認 事務取扱要領

1 目的

企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」という。）において事業主に課せられた、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（いわゆる投資教育）や、確定拠出年金運営管理機関の定期的な評価などの努力義務の履行状況等（以下「運営状況」という。）について、地方厚生（支）局において、企業型DCを実施する事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主に対して確認を行い、現状を把握することを目的とする。

2 確認の対象及び期間

全ての実施事業所を対象に、実施事業所毎にその事業主に対して、令和4年度から8年度までの間において確認を行う。

3 確認する事項

実施事業所の事業主に対し、運営状況の確認を行う事項は次のとおりとする。

(1) 実施事業所に関する事項

- ① 企業型年金規約に係る承認番号
- ② 実施事業所の名称
- ③ 実施事業所の郵便番号・所在地
- ④ 電話番号、担当者名、メールアドレス
- ⑤ 厚生年金の被保険者数
- ⑥ 企業型DC加入者数

(2) 継続投資教育に関する事項

- ① 継続投資教育の実施状況
- ② 実施した時期
- ③ 継続投資教育の手法
- ④ 継続投資教育の内容
- ⑤ 実施していない場合の理由

(3) 運営管理機関の定期的な評価に関する事項

- ① 運営管理機関の評価等の実施状況
- ② 評価等を実施していない場合の今後の評価等の予定

(4) 運用商品のモニタリングに関する事項

- ① 運用商品のモニタリング結果の確認状況
- ② 運用商品のラインナップの確認状況
- ③ 実施していない場合の理由

- (5) 個人別管理資産の移換に係る説明等
 - ① 資格喪失（予定）者への退職時（前）の説明状況
 - ア 説明の有無
 - イ 説明している場合の方法
 - ② 資格喪失者への資産移換の勧奨状況
 - ア 勧奨の実施の有無
 - イ 実施している場合の勧奨の方法

4 確認方法・実施手順

地方厚生（支）局は、実施事業所の事業主に対し、別添1「企業型確定拠出年金実施事業所の運営状況報告書」（以下「運営状況報告書」という。）についての回答を求めることで運営状況の確認を行う。詳細は以下の方法・手順によること。

(1) 実施計画の策定

運営状況の確認は、全ての実施事業所を概ね5年で一巡する前提として、令和4年度の年度当初に、別添2「実施計画・実施実績報告書」により5カ年の実施計画を策定すること（計画期間中、1実施事業所につき1回の確認を基本）。

また、次年度以降は、年度当初に前年度の実施実績を踏まえた上で、必要に応じて実施計画の見直しを行うこと。

なお、計画においては、年度毎の実施予定件数を均等に計上することにこだわらず、地方厚生（支）局の実情を踏まえ、柔軟に策定することとして差し支えない。

(2) 対象とする実施事業所の選定

実施計画に沿って、運営状況の確認を行う対象の実施事業所を選定する。

なお、複数事業所で実施する企業型DCについては、規約単位で実施事業所を選定することを基本とする。その際、施行から1事業年度以上を経過した規約の実施事業所を対象として選定するものとし、施行から間もない規約の実施事業所については、次年度以降の確認対象とするなどの調整を図ること。

(3) 運用関連運営管理機関への情報提供

実施事業所の事業主に対する運営状況の確認に当たり、年金局から企業型運用関連運営管理機関（以下「運営管理機関」という。）に対して、実施事業所の事業主における回答作成に際し、これまでの業務報告書の作成と同様、可能な範囲においてサポートの協力依頼をしている。

このため、地方厚生（支）局は、実施事業所の事業主への連絡に先立ち、選定した実施事業所について、当該実施事業所を受託する運営管理機関宛て、別添3により情報提供すること。

(4) 実施事業所の事業主に対する運営状況報告書の提出依頼

地方厚生（支）局は、選定した実施事業所の事業主宛て、E-mail、郵送などにより事務連絡を送付して、運営状況報告書の作成・提出を依頼する。

なお、複数事業所で実施する企業型DCの場合は、以下に記載する実施事業所（以

下「主たる事業所」という。)の事業主宛てに事務連絡を送付することとし、その際併せて、「①他の実施事業所の事業主に対する提出依頼の連絡」、「②規約単位での運営状況報告書の取りまとめと回答内容の集約作業」の協力を依頼すること。

- ・ 1 事業主で複数事業所が実施する企業型DCの場合 -- 事業主の主たる事業所
- ・ 2 以上の事業主で実施する企業型DCの場合 ----- 代表事業主の主たる事業所

実施事業所の事業主に連絡する際の文書のひな形は別添4のとおりとする。事務連絡本文は地方厚生(支)局において適宜修正していただいて差し支えないが、全国で統一的に運用する観点から別紙以降については、地方厚生(支)局毎で個別に案内せざるを得ない事項(厚生局名、HPリンク先、報告書の提出先及び本件に関する問合せ先)の追記のみを原則とすること。

また、別添1「運営状況報告書」及び別添4の別添③「運営状況報告書集約ファイル」並びに別添4の別添④「未提出事業所一覧」のExcelファイルについては、あらかじめ地方厚生(支)局のホームページに掲載することとし、事務連絡には、ホームページからファイルをダウンロードして入手するよう案内すること。

(5) 期限までに未提出の場合の対応

実施事業所から指定する提出期限までに別添1「運営状況報告書」又は別添4の別添③「運営状況報告書集約ファイル」が提出されない場合は、未提出の実施事業所(複数事業所が実施する企業型DCの場合は主たる事業所)の事業主に対し、当該報告書の提出について、再依頼すること。また、複数の実施事業所のうち、一部の実施事業所が未提出の場合も、主たる事業所の事業主に対し、当該未提出事業所の事業主に再度提出を促すよう依頼すること。なお、当該報告書の提出は法令に基づくものではないため、事業主に法令上課せられた努力義務の趣旨等について丁寧に説明した上で、あくまで協力依頼として報告書の提出をお願いすること。

複数回の再依頼を経てもなお未提出の場合は、やむを得ず提出されなかったものとして取り扱って差し支えない。未提出として取り扱った実施事業所については、規約を単位として別添5「運営状況報告書未提出規約一覧」に記載し管理すること。

(6) 回答の取りまとめ

地方厚生(支)局は、実施事業所から提出された別添1「運営状況報告書」、別添4の別添③「運営状況報告書集約ファイル」を、別添6の手順に沿って取りまとめを行い、「運営状況報告書データ」を作成すること。

なお、別添4の別添④「未提出事業所一覧」の提出があった場合は、記載されている情報を基に、別添5「運営状況報告書未提出規約一覧」の“規約承認番号”、“実施(代表)事業所名(主たる事業所の名称)”、“実施事業所数”及び“未提出の実施事業所数”の欄に、対応する内容を転記すること。

また、年度末に、当該年度の実績を取りまとめの上、別添2「実施計画・実施実績報告書」に記載する。

注) 前年度以前の依頼分について提出があった場合

前年度以前に確認を依頼した実施事業所から提出があった場合は、別添 1「運営状況報告書」及び別添 4 の別添③「運営状況報告書集約ファイル」については、提出のあった年度の「運営状況報告書データ」には取り込まず、個別に管理すること。

また、別添 5「運営状況報告書未提出規約一覧」については、提出のあった年度において、依頼した年度別に提出のあった件数を記載し、管理すること。この際、過去に主たる事業所から一旦提出のあった企業型 DC について、未提出であった実施事業所を追加した別添 4 の別添③「運営状況報告書集約ファイル」が差替えとして提出された場合には、規約数はカウントせず、追加された実施事業所の数のみをカウントすること。

(7) 報告

実施結果として毎年 4 月末までに、前年度分の別添 2「実施計画・実施実績報告書」に「運営状況報告書データ」及び別添 5「運営状況報告書未提出規約一覧」を添付の上、年金局に報告すること。

前年度以前の依頼分に係る別添 1「運営状況報告書」及び別添 4 の別添③「運営状況報告書集約ファイル」の提出があった場合は、ファイル名の先頭に「過年度分」と表示した上で、上記にあわせて報告すること。

5 スケジュール

上記 4 において示した一連の作業について、実施初年度のスケジュールは概ね次のとおりとする。なお、実施時期の詳細については「年金局への報告」を除き、地方厚生（支）局において柔軟に設定し対応して差し支えないこと。

また、次年度以降についても同様のスケジュールにより対応すること。

- ・令和 4 年 5 月末まで・・・実施計画の策定
- ・令和 4 年 6 月末まで・・・対象の実施事業所の選定
企業型運用関連運営管理機関への情報提供
- ・令和 4 年 8 月末まで・・・対象の実施事業所の事業主宛て通知の発出準備
運営状況報告書のホームページ掲載
- ・令和 4 年 9 月から・・・対象の実施事業所の事業主に対する運営状況報告書の提出
依頼、照会対応
- ・令和 4 年 11 月末・・・運営状況報告書の提出期限
- ・令和 4 年 12 月から・・・未提出の実施事業所に対する対応
回答の取りまとめ
- ・令和 5 年 4 月末まで・・・年金局への報告